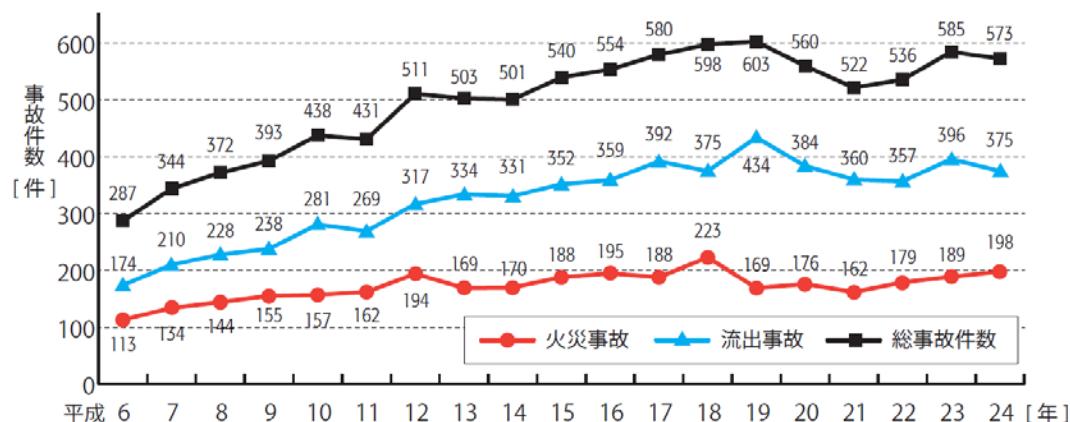


危険物施設等における事故防止について (消防庁 危険物保安室)

○平成24年中の危険物施設における事故件数

平成24年中の危険物施設における事故件数(火災及び流出事故の合計件数)は、前年より12件少ない573件でした。なお、この件数は、平成元年以降、事故が最も少なかった平成6年と比較すると、約2倍に至っており、事故防止対策の一層の推進が必要と言われています。また、平成24年中には、以下のような大規模な危険物に係る事故が発生しています。
 ①レゾルシンプラント内の反応器について緊急停止措置の切替えを行った際に、当該反応器内の攪拌が停止し、上部の温度が上昇、内圧が高まり破裂し、爆発火災に至ったものと推定される事故(死者1名、負傷者21名)
 ②アクリル酸製造施設において、タンクに一時貯蔵されていたアクリル酸が重合反応を開始し、当該タンクの内圧が高まり破裂し、飛散することで火災に至ったものと推定される事故(死者1名、負傷者36名)

危険物施設における火災及び流出事故発生件数の推移



※事故発生件数の年別の傾向を把握するために、震度6弱以上(平成8年9月以前は震度6以上)の地震により発生した件数を除いています。

<危険物事故防止に関する重点項目>

1. 地震・津波対策の推進

地震や津波により想定される被害を具体的にイメージした上で、情報の確実な伝達、個々の従業者が行うべき応急対策の再確認、津波のおそれがある場合の避難方法について等を明確にしておく。

2. 経年劣化による流出事故防止対策の推進

日常点検、定期点検等の際に、計装類の指示値の異常、異音・異臭等の有無、錆垂れの有無等を見逃さない体制を確立し、必要に応じて点検方法を見直し、不具合の発生が疑われる部位は速やかに補修、取替え等の対策を講じる。

3. 保安教育の充実

知識不足、慣れから生じる配慮不足等による事故を防止するため、現場の整理・整頓・清掃や作業者間のコミュニケーション能力の向上といった基本事項を徹底する教育の実施や、特に、同種事業所において発生した事故事例は、保安教育を行う際に積極的に活用するとともに、可能な限り業種を超えた事故情報の活用を行うようとする。

4. 異常発生時における応急対応能力の向上

電力の途絶、工程の一部機能の喪失、原材料の全部又は一部の供給停止、冷却機能の停止等の異常が発生した場合に備えて、ハード面で講じられる安全対策を再整理しておき、作業員が監視及び操作すべき項目を予め決めておくようにする。また、作業員に対してハード面で講じられる安全対策の概要及びその場合に想定される状況について教育し、監視項目、操作項目の目的及び効果についても教育をする。これらの異常が発生した際の事故の発生リスク、万一事故が発生した場合に想定される事故の態様等を早期に把握して、関係機関への通報、関係者への連絡等を滞りなく行うことができるよう、従業者が連携して速やかに対応することのできる体制を構築しておくようとする。

水防法改正の概要について（国土交通省・平成25年7月施行）

水防法とは、第二次世界大戦後に大規模な台風による大水害が相次ぎ、水防活動の重要性が認識され昭和24年に制定されている法律で、水防組織と水防活動の全般を定めています。本法によれば、水防行政の基本的な責任主体は市町村とされていますが、関係市町村が共同して設置する水防事務組合等が水防に責任を負うものとされています。

昨今、全国各地で豪雨災害が多発する一方、水防団員の減少等による地域の水防力の弱体化が進む中で、多様な主体の参画による地域の水防力の強化が求められていることから、水防法が改正され7月11日から施行されました。今般の水防法改正により、浸水想定区域内で市町村地域防災計画に定められた 地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者が避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置を行うことになります。

消防庁では、この改正により設置される『自衛水防組織』については、消防法の『自衛消防組織』とは、基本的に別の組織であり、事業所の判断で結果的に同じ構成員で編成される事もありうるとの見解をわざわざ出しています。大阪府の浸水想定区域は、大阪府ホームページ「おおさか防災ネット」、兵庫県の浸水想定区域は、「兵庫県 CG ハザードマップ」のサイトでご確認ください。

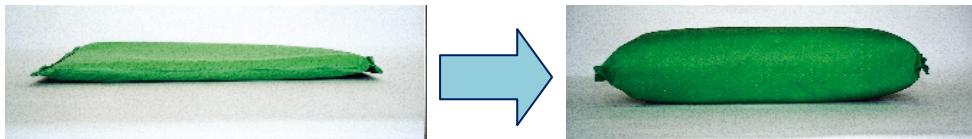
- 市町村地域防災計画に定める浸水想定区域内の地下街、高齢者等利用施設、大規模工場等（以下「事業所等」）の所有者等に対し、市町村長から洪水予報等が直接伝達されます。
- 上記事業所等について、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等が規定されました。

※赤字は今回の法改正で拡充

※注：国土交通省令で定める基準を参考して
市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの

事業所等	地下街	高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者利用施設	大規模工場等 (申出のあったもの) (※注)
措置の義務付け	義務 (市町村長からの指示に従わない場合、公表の措置あり)	努力義務	努力義務
措置の内容	・避難確保計画の作成 ・浸水防止計画の作成 ・訓練の実施	・避難確保計画の作成 ・訓練の実施	・浸水防止計画の作成 ・訓練の実施
自衛水防組織	自衛水防組織の設置義務あり、構成員の市町村長への報告	自衛水防組織を設置した場合、構成員の市町村長への報告	自衛水防組織を設置した場合、構成員の市町村長への報告

高吸水性ポリマー止水袋『ジャストップ』(水防資材)



あふれている水をどんどん吸って、止水袋を形成します。

「ジャストップ」は高吸水性ポリマーが短時間に吸水膨張する性質を高度に利用した画期的な水防資材です。ポリエステル系不織布の袋に充填した特殊な吸水体に水を吸わせ、短時間に膨張させることで、梅雨時や台風シーズンの集中豪雨や水道事故などによる家屋や地下街などへの侵入水を「土のう」の様に堰止める役目を果たします。「ジャストップ」は軽量コンパクトで保管スペースをとらず、しかも必要な時にすばやく吸水膨張してポリマー止水袋を形成し浸水を防ぐ、まさに「土のう」の問題点を大幅にクリアした先進的水防資材です。阪急電鉄様の主な駅舎周辺にも水防資機材として常備され、活躍をしています。